

第 32 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 8 年 2 月 26 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 8年 2月26日(木) 15時30分～16時13分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
- 日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件
- 日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件
- 日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
- 日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
- 日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件
- 日程第8 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件

●出席委員

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|----------|
| 1番 島部 亨 | 3番 中捨 雅裕 | 4番 嶋崎 敏文 | 5番 野澤 修治 |
| 6番 盛田 義政 | 7番 山川 直孝 | 8番 小林 幸雄 | 9番 土屋 克彦 |
| 10番 松久 和明 | 11番 珠玖 春美 | 12番 鳥本 和則 | 13番 高橋 仁 |
| 14番 栗野 秀明 | 15番 堀井 和宏 | 16番 道下 勇治 | 17番 横溝 勲 |

●欠席委員

2番 平林 浩哉

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成 事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏

●議事録署名委員

5番 野澤 修治 6番 盛田 義政

(15時30分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長(島部会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、5番 野澤委員、6番 盛田委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長(島部会長) 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは、番号1番から番号7番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田) 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町西土狩北3線外合計8筆、公募・現況地目とも畑、合計面積85,608㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【番号2番】土地の所在は、芽室町新朝日、公募・現況地目とも畑、面積29,836㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【番号3番】土地の所在は、芽室町新朝日外合計3筆、公募・現況地目とも畑、合計面積26,361㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【番号4番】土地の所在は、芽室町新朝日外合計3筆、公募・現況地目とも畑、合計面積24,851㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【番号5番】土地の所在は、芽室町新朝日、公募・現況地目とも畑、面積29,625㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【番号6番】土地の所在は、芽室町栄3線、公募・現況地目とも畑、面積28,579㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【番号7番】土地の所在は、芽室町栄3線外合計3筆、公募・現況地目とも畑、合計面積90,675㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

○議長(島部会長) ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件

○議長(島部会長) 次に、日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田) 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件。次の件について、許可したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町祥栄西12線、公簿・現況地目とも畑、面積998,11㎡です。本申請は、農家住宅一棟の新築（永久転用）のため、申請されたものです。令和8年2月10日に許可しています。

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、松久あっせん委員長より、あっせんの結果について報告をお願いします。

○10番（松久委員） 10番松久です。農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。2月18日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、盛田委員、小林委員、土屋委員、道下委員、そして私松久、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、13時30分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。その後、現地調査を行い、15時30分よりあっせん委員会を開催しました。あっせんの結果、番号1番から番号7番について、賃貸借でのあっせん成立となりました。あっせん内容の詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、松久あっせん委員長より説明のありました報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

●日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。それでは、番号1番から番号7番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町東芽室南1線、公簿・現況地目とも畑、面積29,223㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和8年1月24日、土地の引渡しは令和8年1月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号2番】土地の所在は、芽室町東芽室南1線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積

16,658㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和8年1月24日、土地の引渡しの時期は令和8年1月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号3番】土地の所在は、芽室町東芽室南1線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積52,592㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和8年1月26日、土地の引渡しの時期は令和8年1月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号4番】土地の所在は、芽室町東芽室南1線、公簿・現況地目とも畑、面積5,895㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和8年1月24日、土地の引渡しの時期は令和8年1月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号5番】土地の所在は、芽室町東芽室南1線、公簿・現況地目とも畑、面積15,460㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和8年1月24日、土地の引渡しの時期は令和8年1月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号6番】土地の所在は、芽室町西土狩北4線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積34,250㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和8年1月31日、土地の引渡しの時期は令和8年1月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号7番】土地の所在は、芽室町西土狩北5線、公簿・現況地目とも畑、面積16,775㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和8年1月31日、土地の引渡しの時期は令和8年1月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番から番号7番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに番号1番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号2番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号2番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号3番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号3番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号4番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号4番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号5番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号5番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号6番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号6番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に番号7番について、通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号7番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

●日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町芽室南4線、公簿・現況地目とも畑、面積29,846㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 小林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○8番（小林委員） 8番小林です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、市街地から約2kmの高岩地区に位置している農地です。借人は、営農歴25年が経過しており、トマト栽培など、積極的な営農をされております。また、地域からの理解も得ていることから、問題のない案件と思われれます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、

原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号2番】土地の所在は、芽室町坂の上8線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積82,351㎡です。本申請は、贈与となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 山川委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○7番（山川委員） 7番山川です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、旧JA坂の上店より東南へ約1kmに位置している農地です。譲受人は、就農して16年目を迎え、本人夫婦と両親と共に小麦や大豆、馬鈴薯、ごぼう、長芋など借地も含め耕作しています。また、親から子への贈与であり、周辺への影響もないことから、問題のない案件と思われま

す。
○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号3番】土地の所在は、芽室町上芽室南3線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積35,451㎡です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 土屋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番（土屋委員） 9番土屋です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。借人は、とうもろこし、南瓜、人参、蕎麦などを生産し、いろいろな商品の加工や販売を行っている法人です。また、規模拡大による申請であり、特に問題のない案件と思われま

す。
○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。

●日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番】土地の所在は、芽室町芽室北3線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積6,959㎡です。本申請は、砂利採取及び基盤整備のための一時転用です。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 小林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○8番（小林委員） 8番小林です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、市街地から約3kmの中島地区に位置しています。現在は、荒れ地となっているため、砂利採取を行い、基盤整備し、隣接している所有農地と合わせ、耕作されるとのことです。なお、この案件は、すでに許可された案件ですが、施工時期がずれ込んでしまったため、改めて申請されたものです。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。なお、番号1番につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から「許可相当」の回答があり、準備が整いしだい、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第3号を終わります。

●日程第8 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件を議題とします。それでは、整理番号168番から整理番号179番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請の件。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により次の農用地利用集積等促進計画（案）について、公益財団法人北海道農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請することについて、議決を求めます。

【整理番号168番】土地の所在は、芽室町渋山11線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積106,933㎡を賃貸借するものです。

【整理番号169番】土地の所在は、芽室町渋山11線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積106,933㎡を賃貸借するものです。

【整理番号170番】土地の所在は、芽室町渋山11線外合計23筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積423,426㎡を賃貸借するものです。

【整理番号171番】土地の所在は、芽室町渋山11線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積57,182㎡を賃貸借するものです。

【整理番号172番】土地の所在は、芽室町新朝日2線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積116,838㎡を賃貸借するものです。

【整理番号173番】土地の所在は、芽室町新朝日2線外合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積61,272㎡を賃貸借するものです。

【整理番号174番】土地の所在は、芽室町新朝日2線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積56,844㎡を賃貸借するものです。

【整理番号175番】土地の所在は、芽室町新朝日2線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積68,165㎡を賃貸借するものです。

【整理番号176番】土地の所在は、芽室町新朝日4線外合計7筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積63,125㎡を賃貸借するものです。

【整理番号177番】土地の所在は、芽室町上伏古9線、公簿・現況地目とも畑、面積49,719㎡を賃貸借するものです。

【整理番号178番】土地の所在は、芽室町上伏古10線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積86,906㎡を賃貸借するものです。

【整理番号179番】土地の所在は、芽室町祥栄北9線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積84,532㎡を賃貸借するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号168番から整理番号179番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。整理番号168番から整理番号179番について、原案のとおり、公益財団法人北海道農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を作成するよう要請することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号168番から整理番号179番について、原案のとおり決定し、公益財団法人北海道農業公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することとします。なお、本町においては、公益財団法人北海道農業公から、今回要請した計画案のとおり計画許可申請があった場合には、遅滞なく、許可・公告を行うこととします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第4号を終わります。

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、第32回芽室町農業委員会総会を閉会いたします。

（16時13分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 8年 2月 26日

議 長（農業委員会会長）

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員